

貸金業者向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p>【本編】 Ⅲ. 貸金業者の監督に係る事務処理上の注意点</p> <p>Ⅲ－３ 貸金業法等に係る諸手続き</p> <p>Ⅲ－３－９ 債権譲渡届出書の取扱い 施行規則第26条の25第1項第3号に規定する債権譲渡届出書を受理した場合は、譲受人に対して監督権限を有する財務局又は都道府県に届出書（写）を送付するものとする。</p> <p>（新設）</p> <p>（以下略）</p>	<p>【本編】 Ⅲ. 貸金業者の監督に係る事務処理上の注意点</p> <p>Ⅲ－３ 貸金業法等に係る諸手続き</p> <p>Ⅲ－３－９ 債券譲渡届出書の取扱い 施行規則第26条の25第1項第3号に規定する債権譲渡届出書を受理した場合は、譲受人に対して監督権限を有する財務局又は都道府県に届出書（写）を送付するものとする。</p> <p>Ⅲ－３－１０ <u>貸金業者が提出する報告書における記載上の留意点</u> <u>様式編における氏名の記載については、法令の手續に従い、登録申請書又は変更届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者の場合は、婚姻前の氏名を括弧書で併せて記載するか、又は氏名に代えて婚姻前の氏名を記載することができることに留意する。</u></p> <p>（以下略）</p>